

# 例題 1

事業主本人の特典控除前事業所得を 5,000,000 円とします。

現状では配偶者への専従者給与の支払いはなし。

対策後は配偶者へ 2,000,000 円の専従者給与を支払う場合のシミュレーションを行います。

現状分析				
	本人	専従者A	専従者B	専従者C
特典控除前事業所得		0	0	0
特典控除前事業所得とは青色申告特別控除や専従者給与を控除する前の事業所得です。				
青色事業専従者給与の額	0	0	0	0
事業所得	0	0	0	0
給与収入	0	0	0	0
給与所得控除額	0	0	0	0
給与所得	0	0	0	0
特典控除前不動産所得	0	0	0	0
特典控除前不動産所得とは青色申告特別控除や専従者給与を控除する前の不動産所得です。				
青色申告特別控除の額	0	0	0	0
総所得金額	0	0	0	0
社会保険料控除	0	0	0	0
配偶者控除	0	0	0	0
一般の控除対象配偶者の控除額は38万円、老人控除対象配偶者の控除額は48万円です。				
基礎控除	380000	380000	380000	380000
所得控除の合計	0	0	0	0
課税所得金額	0	0	0	0
課税所得に対する税額	0	0	0	0
復興特別所得税額	0	0	0	0
所得税及び復興税の合計	0	0	0	0
住民税の額	0	0	0	0
事業税の額	0	0	0	0
各種税額の合計	0	0	0	0
現状での家計全体の税額の合計	税額を合計する			0

- ① 本人の特典控除前事業所得に 5,000,000 円と入力
- ② 青色申告特別控除を受けることができるならば 100,000 円か 650,000 円を選択  
ここでは 650,000 円を選択しました。
- ③ 社会保険料控除があるならば任意の金額を入力してください。ここでは 500,000 円を入力しました。
- ④ 配偶者控除を受けることができるならば 380,000 円か 480,000 円を選択。ここでは 380,000 円を選択しました。
- ⑤ 以上で現状分析が完了しますので現状分析の「税額を合計する」ボタンを押して下さい。
- ⑥ 現状での税額の合計が 642,400 円になりましたか？

次に専従者給与対策後の分析に入ります。(下の表)

専従者給与対策後の分析				
	本人	専従者A	専従者B	専従者C
特典控除前事業所得		0	0	0
特典控除前事業所得とは青色申告特別控除や専従者給与を控除する前の事業所得です。				
青色事業専従者給与の額	0	0	0	0
事業所得	0	0	0	0
給与収入	0	0	0	0
給与所得控除額	0	0	0	0
給与所得	0	0	0	0
特典控除前不動産所得	0	0	0	0
特典控除前不動産所得とは青色申告特別控除や専従者給与を控除する前の不動産所得です。				
青色申告特別控除の額	0	0	0	0
総所得金額	0	0	0	0
社会保険料控除	0	0	0	0
配偶者控除	0	0	0	0
一般の控除対象配偶者の控除額は38万円、老人控除対象配偶者の控除額は48万円です。				
基礎控除	380000	380000	380000	380000
所得控除の合計	0	0	0	0
課税所得金額	0	0	0	0
課税所得に対する税額	0	0	0	0
復興特別所得税額	0	0	0	0
所得税及び復興税の合計	0	0	0	0
住民税の額	0	0	0	0
事業税の額	0	0	0	0
各種税額の合計	0	0	0	0
専従者給与対策後の家計全体の税額の合計	税額を合計する			0
専従者給与対策を行うことによる節税額				
				0

- ⑦ 本人の特典控除前事業所得は変わらないので 5,000,000 円と入力
- ⑧ 上の表で青色申告特別控除 650,000 円を選択しているならば、ここでも 650,000 円を選択
- ⑨ 上の表で社会保険料控除に 500,000 円と入力しているため、ここでも 500,000 円と入力
- ⑩ 配偶者に 2,000,000 円の専従者給与を支払うので、青色事業専従者給与の額の欄に 2,000,000 円と入力。
- ⑪ そして配偶者である専従者Aには 2,000,000 円の給与所得が発生したことになりますので専従者Aの給与収入の欄に 2,000,000 円と入力
- ⑫ 配偶者が専従者給与を受ける場合は事業主本人は配偶者控除を受けることができませんので配偶者控除は 0 です。
- ⑬ 以上で必要なデータ入力完了しますので下の表の「税額を合計する」ボタンを押して下さい。
- ⑭ 専従者給与対策を行うことによる節税額が 273,600 円になりましたか？

## 例題 2

特典控除前の事業所得を 8,000,000 円

現状での配偶者への専従者給与を 1,030,000 円。社会保険料控除は省略して 0。

配偶者控除は専従者給与を支払う場合は計上できませんので当然 0。青色申告特別控除は 650,000 円。

対策後は配偶者へ 3,000,000 円の専従者給与を支払う場合のシミュレーションを行うと、いくら節税になりますか？

答えは 465,200 円です。

正しくシミュレーションできているならば、後はご自分のケースに合わせて自由にシミュレーションしてみてください。

## その他の注意点

- ① 専従者Bや専従者Cは配偶者以外の家族に給与を支払うケースで利用します。
- ② 事業所得、給与所得、不動産所得の3つの所得に対応しています。
- ③ 所得控除に生命保険料控除や医療費控除等がないのはシミュレーションに与える影響が小さいためです。  
このシミュレーションは「いくら節税になるか」を現状と比較しながら試行錯誤するものであり、正しい税額を算出するためのものではありません。  
正しい税額を計算したい場合は所得税計算シミュレーションを利用してください。

何かご質問等がございましたらメールでお問い合わせください。

なるべくお答えするようにします。

千葉県船橋市の税理士 長谷知之